

第128回南あわじ市議会定例会議事日程（第7号）

令和6年12月16日（月）午前10時開議

- 第1 議案第76号、議案第80号～議案第86号、議案第88号、議案第89号、議案第92号～議案第96号、議案第108号、議案第111号～議案第113号（19件一括上程）
- 議案第76号 令和6年度南あわじ市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第80号 令和6年度南あわじ市広田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 令和6年度南あわじ市福良財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和6年度南あわじ市北阿万財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 令和6年度南あわじ市沼島財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第85号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第86号 南あわじ市吹上浜野外教育センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第88号 財産の譲与について（払川集落センター）
- 議案第89号 財産の譲与について（野原集会所）
- 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（新コミュニティセンター）
- 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（かるも集会所）
- 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター潮美台会館）
- 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について（福井北集会所）
- 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について（高原集会所）
- 議案第108号 令和6年度南あわじ市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第111号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第112号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第113号 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第77号～議案第79号、議案第87号、議案第90号、議案第91号、議案第97号～議案第107号、議案第109号、議案第110号（19件一括上程）
- 議案第77号 令和6年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 令和6年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 令和6年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議案第87号 南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第90号 財産の譲与について（老人福祉センターあづま荘）
- 議案第91号 財産の譲与について（志知研修指導施設）
- 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について（沼島リサイクルセンター）
- 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について（伊加利コミュニティセンター）
- 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センターゆづりは荘）
- 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（老人憩いの家賀集荘）
- 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（灘いきがい創造センター）
- 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」）
- 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（産業文化センター）
- 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（中筋地区農村集落多目的共同利用施設）
- 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（安住寺集落センター）
- 議案第106号 字の区域の変更について（湊、阿那賀地区）
- 議案第107号 市道路線の廃止及び変更について
- 議案第109号 令和6年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第110号 令和6年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）

第3 発委第3号～発委第5号（3件一括上程）

- 発委第3号 南あわじ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 発委第4号 南あわじ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 発委第5号 南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第4 議員派遣の申し出

第5 議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

(公 印 省 略)
令和6年12月10日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

総務文教常任委員会委員長 阿 部 守

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第76号	令和6年度南あわじ市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第80号	令和6年度南あわじ市広田財産区特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第81号	令和6年度南あわじ市福良財産区特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第82号	令和6年度南あわじ市北阿万財産区特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第83号	令和6年度南あわじ市沼島財産区特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第84号	南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第85号	南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第86号	南あわじ市吹上浜野外教育センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

議案番号	件名	結果
議案第88号	財産の譲与について（弘川集落センター）	原案可決
議案第89号	財産の譲与について（野原集会所）	原案可決
議案第92号	公の施設の指定管理者の指定について（新コミュニティセンター）	原案可決
議案第93号	公の施設の指定管理者の指定について（かるも集会所）	原案可決
議案第94号	公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター潮美台会館）	原案可決
議案第95号	公の施設の指定管理者の指定について（福井北集会所）	原案可決
議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について（高原集会所）	原案可決
議案第108号	令和6年度南あわじ市一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第111号	南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第112号	南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第113号	南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

(公 印 省 略)
令和6年12月11日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

産業厚生常任委員会委員長 大 江 幸 司

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第77号	令和6年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第78号	令和6年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第79号	令和6年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第87号	南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第90号	財産の譲与について（老人福祉センターあづま荘）	原案可決
議案第91号	財産の譲与について（志知研修指導施設）	原案可決
議案第97号	公の施設の指定管理者の指定について（沼島リサイクルセンター）	原案可決
議案第98号	公の施設の指定管理者の指定について（伊加利コミュニティセンター）	原案可決

議案番号	件名	結果
議案第99号	公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センターゆづるは荘）	原案可決
議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について（老人憩いの家賀集荘）	原案可決
議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について（灘いきがい創造センター）	原案可決
議案第102号	公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」）	原案可決
議案第103号	公の施設の指定管理者の指定について（産業文化センター）	原案可決
議案第104号	公の施設の指定管理者の指定について（中筋地区農村集落多目的共同利用施設）	原案可決
議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について（安住寺集落センター）	原案可決
議案第106号	字の区域の変更について（湊、阿那賀地区）	原案可決
議案第107号	市道路線の廃止及び変更について	原案可決
議案第109号	令和6年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第110号	令和6年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決

発委第3号

(公 印 省 略)

令和6年12月16日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

提出者

議会運営委員長 蛭 子 智 彦

南あわじ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

南あわじ市議会規則第 号

南あわじ市議会会議規則の一部を改正する規則

南あわじ市議会会議規則（平成 17 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 節 公聴会、参考人（第 76 条—第 82 条）」を「第 9 節 公聴会及び参考人（第 76 条—第 82 条）」に改める。

第 6 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 8 条第 2 項本文中「認めるときは、」の右に「会議に宣告することにより、」を加え、同条中第 3 項を第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 28 条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改め、「用紙を備付けの投票箱に投入」を削る。

第 30 条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 43 条第 2 項中「会議」を「議会」に改める。

第 44 条第 2 項中「ときは、」の右に「議会の承認を得て、」を加える。

第 49 条第 1 項本文中「すべて」を「全て」に改める。

第 54 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 75 条第 3 項中「すべて」を「全て」に改める。

「第 9 節 公聴会、参考人」を「第 9 節 公聴会及び参考人」に改める。

第 78 条第 1 項中「という。）は、」の右に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第 83 条中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第 86 条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、

法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第 92 条の次に次の 1 条を加える。

(出席委員に関する措置)

第 92 条の 2 この章における出席委員には、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

第 98 条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第 112 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 114 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 115 条第 1 項中「議員」の右に「(以下この条例において「委員外議員」という。)」を加え、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前 2 項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 116 条に次の一項を加える。

2 法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 124 条に次のただし書を加える。

ただし、法第 109 条第 9 項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第 133 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 134 条第 2 項中「提出年月日、」を「提出年月日並びに」に改め、同条第 5 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の一項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 136 条を次のように改める。

(請願の委員会付託)

第 136 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

第 137 条に次の 2 項を加える。

3 前項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員は、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 138 条第 1 項中「意見を付け、」を削り、同条第 2 項を第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第 139 条中「ついてはこれを」を「ついては、これを」に改める。

第 140 条中「その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第 145 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 145 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 147 条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第 152 条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第 154 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 156 条中「議決する事はできない」を「議決する事ができない」に改める。

第 156 条の次に次の 1 条を加える。

(代理弁明)

第 156 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 161 条の次に次の 1 条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第 161 条の 2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開催する場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開催方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第 162 条の次に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第 162 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（日程の作成及び配布）、第84条（会議録の配布）、第135条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第136条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項及び次条第3項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子的記録による作成等）

第162条の3 この規則の規定（第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第72条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

南あわじ市議会会議規則新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第9節 公聴会、参考人（第76条—第82条）</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>第7条 略</p> <p>（会議時間）</p> <p>第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p> <p>第9条～第27条 略</p> <p>（投票）</p> <p>第28条 議員は、<u>職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を備付けの投</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第9節 <u>公聴会及び</u>参考人（第76条—第82条）</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>第7条 略</p> <p>（会議時間）</p> <p>第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、</u>会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p> <p>第9条～第27条 略</p> <p>（投票）</p> <p>第28条 議員は、<u>議長の指示に従って、</u>順次、投票する。</p>	

票箱に投入する。

第29条 略

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人と共に投票を点検しなければならない。

- 2 前項の立会人は、議長が、議員のうちから指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

第31条～第42条 略

(委員会の審査又は調査の期限)

第43条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

- 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第37条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

第45条～第48条 略

第29条 略

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人と共に投票を点検しなければならない。

- 2 前項の立会人は、議長が、議員のうちから指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第31条～第42条 略

(委員会の審査又は調査の期限)

第43条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

- 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第37条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第45条～第48条 略

(発言の許可等)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

第50条～第53条 略

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

第55条～第74条 略

(表決の順序)

第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会、参考人

(発言の許可等)

第49条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

第50条～第53条 略

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

第55条～第74条 略

(表決の順序)

第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

第76条～第77条 略

(公述人の決定)

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

第79条～第82条 略

(会議録の記載事項)

第83条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

第76条～第77条 略

(公述人の決定)

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

第79条～第82条 略

(会議録の記載事項)

第83条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(12) 選挙の経過

(13) 議事の経過

(14) 記名投票における賛否の氏名

(15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要があると認めた事項

2 議事は、議長の定める方法により記録する。

第84条～第85条 略

(会議録署名議員)

第86条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合あつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。

第87条～第91条 略

(定足数に関する措置)

第92条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

(12) 選挙の経過

(13) 議事の経過

(14) 記名投票における賛否の氏名

(15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要があると認めた事項

2 議事は、議長の定める方法により記録する。

第84条～第85条 略

(会議録署名議員)

第86条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第87条～第91条 略

(定足数に関する措置)

第92条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

(出席委員に関する措置)

第92条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づき条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を

第93条～第97条 略

(動議の撤回)

第98条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

第99条～第111条 略

(発言の許可)

第112条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

第113条 略

(発言内容の制限)

第114条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第115条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その

相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第93条～第97条 略

(動議の撤回)

第98条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第99条～第111条 略

(発言の許可)

第112条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

第113条 略

(発言内容の制限)

第114条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第115条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否

許否を決める。

(委員長の発言)

第116条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

第117条～第123条 略

(不在委員)

第124条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

第125条～第132条 略

を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第116条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第117条～第123条 略

(不在委員)

第124条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第125条～第132条 略

(表決の順序)

第133条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第134条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

第135条 略

(請願の委員会付託)

(表決の順序)

第133条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第134条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第135条 略

(請願の委員会付託)

第136条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第137条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の規定による要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第138条 委員会は、請願についての審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの

第136条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第137条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の規定による要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第138条 委員会は、請願についての審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求)

第139条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第140条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第141条～第144条 略

(決定書の交付)

第145条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第146条 略

(携帯品)

第147条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、傘、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはな

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求)

第139条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第140条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第141条～第144条 略

(決定の通知)

第145条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第146条 略

(携帯品)

第147条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。

らない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

第148条～第151条 略

(資料等印刷物の配布許可)

第152条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

第153条 略

(議長の秩序保持権)

第154条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第155条 略

(懲罰動議の審査)

第156条 懲罰については、議会は、第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

第157条～第160条 略

(協議又は調整を行うための場)

ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

第148条～第151条 略

(資料等印刷物の配布許可)

第152条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

第153条 略

(議長の秩序保持権)

第154条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第155条 略

(懲罰動議の審査)

第156条 懲罰については、議会は、第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第156条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第157条～第160条 略

(協議又は調整を行うための場)

第161条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、協議等の場の名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第162条 略

第9章 補則

第161条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、協議等の場の名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

（協議等の場の開催方法の特例）

第161条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第162条 略

第9章 補則

（電子情報処理組織による通知等）

第162条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定

されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（日程の作成及び配布）、第84条（会議録の配布及び公開）、第135条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第136条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による

情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項及び次条第3項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による作成等)

第162条の3 この規則の規定(第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第72条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第163条以下 略

第163条以下 略

提出の理由

この規則の一部改正は、令和5年4月に地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となり、災害時や介護・看護で委員会室に来ることができない場合でも委員の出席を可能にさせるため、また、常用漢字の変更に伴う字句及び、運営上の支障となり得る条文を整理するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの規則の施行日を公布の日と定めています。

発委第4号

(公 印 省 略)

令和6年12月16日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

提出者

議会運営委員長 蛭 子 智 彦

南あわじ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

南あわじ市条例第 号

南あわじ市議会委員会条例の一部を改正する条例

南あわじ市議会委員会条例（平成 17 年南あわじ市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 15 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開くことができる。ただし、第 20 条（秘密会）第 1 項の秘密会については、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他やむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開かれる場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得てオンラインによる方法で出席する委員に係るこの条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他の必要な事項は、議長が別に定める。

第 21 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第 24 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係

る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 28 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 25 条に次の 1 項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

第 28 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 29 条第 3 項中「文書」を「文書等」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第 30 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(出席説明の要求)

第21条 略

第22条・第23条 略

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 略

(公述人の決定)

第25条 略

2 略

第26条・第27条 略

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この

(出席説明の要求)

第21条 略

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第22条・第23条 略

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 略

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 略

2 略

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第26条・第27条 略

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができな

限りでない。

(参考人)

第29条 略

2 略

3 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員及び公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名をしなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

第31条 略

い。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 略

2 略

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員及び公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書等による意見の陳述）の規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第31条 略

提出の理由

この条例の一部改正は、令和5年4月に地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となり、災害時や介護・看護で委員会室に来ることができない場合でも委員の出席を可能にさせるため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

発委第5号

(公 印 省 略)

令和6年12月16日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

提出者

議会運営委員会委員長 蛭 子 智 彦

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条
第2項の規定により提出します。

南あわじ市条例第 5 号

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年南あわじ市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項の表を次のように改める。

6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満
100 分の 230	100 分の 184	100 分の 138	100 分の 69

附則に次の 1 項を加える。

(令和 6 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 12 令和 6 年 12 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項の表中「100 分の 230」とあるのは「100 分の 235」と、「100 分の 184」とあるのは「100 分の 188」と、「100 分の 138」とあるのは「100 分の 141」と、「100 分の 69」とあるのは「100 分の 70.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定(次項において「改正後の条例の規定」という。)は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="224 659 1061 802"> <thead> <tr> <th>6 箇月</th> <th>5 箇月以上 6 箇月未満</th> <th>3 箇月以上 5 箇月未満</th> <th>3 箇月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の225</td> <td>100分の180</td> <td>100分の135</td> <td>100分の67.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～11 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	100分の225	100分の180	100分の135	100分の67.5	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1088 659 1926 802"> <thead> <tr> <th>6 箇月</th> <th>5 箇月以上 6 箇月未満</th> <th>3 箇月以上 5 箇月未満</th> <th>3 箇月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の230</td> <td>100分の184</td> <td>100分の138</td> <td>100分の69</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～11 略</p> <p><u>(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>12 令和6年12月に支給する期末手当に関する第5条第3項の規定の適用については、同項の表中「100分の230」とあるのは「100分の235」と、「100分の184」とあるのは「100分の188」と、「100分の138」とあるのは「100分の141」と、「100分の69」とあるのは「100分の70.5」とする。</u></p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	100分の230	100分の184	100分の138	100分の69	
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
100分の225	100分の180	100分の135	100分の67.5															
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
100分の230	100分の184	100分の138	100分の69															

提出の理由

この条例の一部改正は、人事院勧告に準拠し、期末勤勉手当を引き上げる改正をする一般職及び特別職と同様に、議員についても期末手当の支給割合を改定するものです。

改正内容は、6月及び12月に支給される期末手当2.25月をいずれも2.3月とし、年間で0.1月引き上げるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用すると定めています。

議員派遣申出書

令和6年12月16日 定例会

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条の規定により議員を派遣する。

- 1 南あわじ市灘黒岩水仙郷安全祈願祭及び開園式
 - (1) 目的 安全祈願祭・開園式
 - (2) 派遣場所 灘黒岩水仙郷
 - (3) 期間 令和6年12月27日
 - (4) 派遣議員 議長、産業厚生常任委員

- 2 南あわじ市消防団初出式
 - (1) 目的 初出式
 - (2) 派遣場所 三原健康広場グラウンド
 - (3) 期間 令和7年1月5日
 - (4) 派遣議員 正副議長、総務文教常任委員

- 3 南あわじ市賀詞交換会
 - (1) 目的 賀詞交換会
 - (2) 派遣場所 ホテルニューアワジプラザ淡路島
 - (3) 期間 令和7年1月6日
 - (4) 派遣議員 全議員

- 4 南あわじ市二十歳のつどい
 - (1) 目的 式典
 - (2) 派遣場所 文化体育館
 - (3) 期間 令和7年1月12日
 - (4) 派遣議員 正副議長、総務文教常任委員

- 5 東播・淡路市議会議長会定例会
 - (1) 目的 定例会
 - (2) 派遣場所 ホテルニューアワジ
 - (3) 期間 令和7年1月23日
 - (4) 派遣議員 正副議長

6 淡路瓦工業組合「新年互礼会」並びに「講演会」

- (1) 目 的 互礼会・講演会
- (2) 派遣場所 観光旅館うめ丸
- (3) 期 間 令和7年1月23日
- (4) 派遣議員 議長、産業厚生常任委員長

(公 印 省 略)

令和 6 年 1 2 月 3 日

南あわじ市議会

議長 久 米 啓 右 様

議会運営委員会

委員長 蛭 子 智 彦

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和6年12月10日

南あわじ市議会

議長 久米啓右様

総務文教常任委員会

委員長 阿部守

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和6年12月11日

南あわじ市議会

議長 久米啓右様

産業厚生常任委員会

委員長 大江幸司

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関する事

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 6 年 1 2 月 9 日

南あわじ市議会

議長 久 米 啓 右 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 長 江 和 代

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会広報誌に関する事項
- (2) 議会報告会に関する事項
- (3) 議会ホームページに関する事項
- (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
- (5) その他議会広報広聴活動に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄